

上下水道量水器検針及び施設管理業務委託に係る選定基準

1 業者の選定基準

○参加資格

- (1) 法人であり、経営が良好で安定していること。
- (2) 上下水道量水器検針及び施設管理業務に類する実績があること。
- (3) 過去5年間安全衛生管理及び重大な行政処分を受けたことがないこと。
- (4) 国税及び地方税等を滞納していないこと。
- (5) 本業務について、充分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること
及びあさぎり町の指示に柔軟に対応できること。

2 選定

公募型プロポーザル方式とし、書類審査による選定方式とする。

3 審査方法及び審査基準

(1) 選定手順

「上下水道量水器検針及び施設管理業務」にかかる提案書評価委員が、評価及び選定を行う。参加事業者ごとに提案事項についての評価を行う。得点が上位の者を契約予定事業者として決定し、次に得点の高かった者を、次点の事業者として決定する。最高得点に同数が出た場合は、見積額がより廉価であった事業者を契約予定事業者とし、さらに見積額が同額であった場合は、委員会で決定する。

なお、参加事業者が1社であっても、本プロポーザルは成立するものとするが、選定については委員会審査基準点を満たした場合に契約予定事業者とする。

(2) 選定における選定基準

「上下水道量水器検針及び施設管理業務委託受託候補者審査評価基準」とおり。

(3) その他

1. 選考経過は非公開とするが、選定された事業者名及び総評価得点については、公表の対象とする。
2. 本件に関する事項について、電話又は口頭による問い合わせには応じない。
3. 提出された提案書等は返却しない。
4. 審査により選定された提案者は、上下水道量水器検針及び施設管理業務に係る契約予定業者となり、再度、細部にわたり協議、調整を行い、契約を締結することとする。
なお、辞退その他の理由で契約ができない場合は、次順位事業者と契約の交渉を行うことができるものとする。
5. 審査結果に対する異議申し立ては、これを受け付けない。